

●香川県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和7年5月16日

香川県知事 池田 豊人

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
令和7年5月1日	指定居宅介護支援事業所ケアプラザ まるがめ 丸亀市津森町158番地1	指定居宅介護支援事業所ケアプラザ まるがめ 丸亀市津森町162番地4	医療法人社団 重仁 理事長 草野 展周 丸亀市津森町219番地	居宅介護支援